

所管部課	市民環境部 課税課		部長	木村 西	
件名	東大和市税に係る申告等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例、東大和市税条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>市たばこ税の申告について、地方税法の改正により電子申告ができるようになった。このことに伴い、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①規則で定める電子申告対象項目に、市たばこ税を追加 ②その他所要の改正 <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年10月16日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。